

参 考 资 料



1 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

（昭和 46 年 12 月 28 日）
（環境庁告示 第 59 号）

改正 昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 63 号 昭和 50 年 2 月 3 日環境庁告示第 3 号
昭和 57 年 3 月 27 日環境庁告示第 41 号 昭和 57 年 12 月 25 日環境庁告示第 140 号
昭和 60 年 7 月 15 日環境庁告示第 29 号

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

水質汚濁に係る環境基準について

公害対策基本法第 9 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護しおよび生活環境（同法第 2 条第 2 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。（昭和 45 年 4 月 21 日設定）

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令（昭和 46 年政令第 159 号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機 ^{リン} 燐	鉛	クロム (6価)	ヒ素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
基準値	0.01mg/ℓ 以下	検出され ないこと。	検出されないこと。	0.1mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	mg/ℓ 0.0005 以下	検出され ないこと。	検出され ないこと。
測定 方法	日本工業規格 K 0102 (以下この表別表 2. 付表 1 から付表 4 まで及び付表 7 において「規格」という) 55. 2 に定める方法	規格 38.1. 2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1. 2 及び 38.3 に定める方法	付表 1 に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあっては規格 31. 1 に定める方法 (ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンにあっては付表 2 に掲げる方法	規格 54. 2 に定める方法	規格 65. 2 に定める方法	規格 61 に定める方法	付表 3 に掲げる方法	付表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法	付表 5 に掲げる方法
<p>備考</p> <p>1 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については、年間平均値とする。</p> <p>2 有機^{リン}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>なお、アルキル水銀の項目については、付表 4 の第 1 に掲げる方法及び同表の第 2 に掲げる方法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。</p> <p>4 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001mg/ℓ 以下とする。</p>									

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河 川 (湖沼を除く。)

項 目 類 型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN /100 ml 以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN /100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000 MPN /100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l以上	-	
測 定 方 法		規格12.1 に定める 方法	規格21 に定める 方法	付表6に 掲げる方 法	規格32 に定める 方法	最確数によ る定量法	

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上、7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10 ml、1 ml、0.1 ml、0.01 ml ……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1 ml 以下の場合は 1 ml 以下に希釈して用いる。）を 5 本づつ BGL B 醗酵管に移殖し、35 ~ 37℃、48 ± 3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 ml 中の最確数を最解数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量に移殖したものの全部が又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量に移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - “ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - “ 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - “ 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級	6.5 以上	1 mg/l	1 mg/l	7.5 mg/l	50 MPN /100 ml	第 1 の 2 の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
	水産 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	以下	
A	水道 2, 3 級	6.5 以上	3 mg/l	5 mg/l	7.5 mg/l	1,000MPN /100 ml	
	水産 2 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	以下	
B	水産 3 級	6.5 以上	5 mg/l	15 mg/l	5 mg/l	-	
	工業用水 1 級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	-	
C	工業用水 2 級	6.0 以上	8 mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l	-	
	環境保全	8.5 以下	以下		以上		
測定方法		規格12.1に定める方法	規格17に定める方法	付表6に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定量法	
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- 注
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2, 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
 水産生物用
 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の
 水産生物用
 “ 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1.2.3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	
測定方法		付表7に掲げる方法	付表8に掲げる方法	X
備考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。</p>				

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」は臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2. 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級浴水 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上	2mg/l	75mg/l	1,000 MPN/100 ml 以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
		8.3以下	以下	以上			
B	水産2級工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上	3mg/l	5mg/l	-	検出されないこと	
		8.3以下	以下	以上			
	環境保全	7.0以上	8mg/l	2mg/l	-	-	
		8.3以下	以下	以上			
測定方法		規格12.1に定める方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法	最確数による定量法	付表7に掲げる方法	
<p>備考</p> <p>1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100ml 以下とする。</p> <p>2. アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に N/100 過マンガン酸カリウム溶液 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明している N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に資料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD (O}_2 \text{ mg/l)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2 \text{S}_2 \text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a) : N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値 (ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値 (ml) f Na₂S₂O₃ : N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液の力価</p>							

- 注1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

2 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(1) 河 川

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
多摩川中流（拝島橋から調布堰まで）	C	ハ	45. 9. 1	45. 9. 1 閣議決定
多摩川下流（調布堰より下流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川上流（烏山川合流点より上流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川下流（烏山川合流点より下流）	E	ハ	45. 9. 1	〃
入 江 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	県告示第 403 号
帷 子 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
大 岡 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
宮 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
侍 従 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
鷹 取 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
平 作 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
松 越 川（全域）	E	ハ	55. 9. 30	県告示第 763 号
下 山 川（全域）	E	ロ	47. 3. 17	県告示第 250 号
森 戸 川（河口が葉山町に係るものの全域）	E	ハ	47. 3. 31	県告示第 403 号
田 越 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	県告示第 250 号
滑 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	〃
神 戸 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	〃
境 川（全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
引 地 川（全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ	48. 3. 31	環境庁告示第 21 号
相模川上流(3)(相模湖大橋(相模ダム)から城山ダムまで)	A	イ	48. 3. 31	〃
相模川中流(城山ダムから寒川取水堰まで)	A	ロ	45. 9. 1	45. 9. 1 閣議決定
相模川下流(寒川取水堰より下流)	C	イ	48. 3. 31	環境庁告示第 21 号
金目川上流(土屋橋の上流端から上流の区域)	A	ハ	47. 3. 17	県告示第 250 号
金目川下流(土屋橋の上流端から下流の区域)	C	ハ	47. 3. 17	〃
葛 川（全域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
中 村 川（全域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
森 戸 川（河口が小田原市に係るものの全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
酒匂川上流(飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域)の区域に係る部分を除いたもの)	A	ロ	47. 3. 17 55. 3. 25	県告示第 250 号 県告示第 223 号

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
酒匂川下流（飯泉取水堰から下流の区域）	B	イ	55. 9. 30	県告示第 763 号
山 王 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	県告示第 250 号
早 川（全域）	A	ハ	47. 3. 17	〃
新 崎 川（全域）	B	ハ	47. 3. 17	〃
千 歳 川（全域）	B	ハ	47. 3. 17	〃

注 達成期間は、次のとおりである。（以下同じ。）

- (1) 「イ」は 直ちに達成
- (2) 「ロ」は 5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 湖 沼

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
芦 ノ 湖（全域）	湖沼 A A	ハ	48. 3. 30	県告示第 281 号
丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域）	湖沼 A	イ	55. 3. 25	県告示第 222 号

(3) 海 域

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
東 京 湾 (1)	海域 C	イ	46. 5. 25	46.5.25 閣議決定
〃 (2)	〃 C	イ	〃	〃
〃 (3)	〃 C	ロ	〃	〃
〃 (4)	〃 C	イ	〃	〃
〃 (5)	〃 C	イ	〃	〃
〃 (6)	〃 C	イ	〃	〃
〃 (7)	〃 C	イ	〃	〃
〃 (8)	〃 C	イ	〃	〃
〃 (9)	〃 B	ハ	〃	〃
〃 (10)	〃 B	ロ	〃	〃
〃 (11)	〃 B	ロ	〃	〃
〃 (12)	〃 B	イ	〃	〃
〃 (13)	〃 B	ロ	〃	〃
〃 (14)	〃 B	ロ	〃	〃
〃 (15)	〃 B	ロ	〃	〃
〃 (16)	〃 A	ロ	〃	〃
〃 (17)	〃 A	イ	〃	〃
相 模 湾 (1)	〃 A	ハ	55. 3. 25	県告示第 222 号
〃 (2)	〃 A	イ	〃	〃

3 県内河川の概要

番号	河川名	水源	県内総延長 (km)	県内流域面積 (km ²)
1	多摩川	秩父山塊	50.54	78.10
2	鶴見川	町田市丘陵地帯	91.37	234.45
3	入江川	横浜市鶴見区丘陵地帯	10.40	5.72
4	帷子川	横浜市旭区丘陵地帯	29.05	57.90
5	大岡川	横浜市港南区・磯子区丘陵地帯	23.79	40.36
6	宮川	横浜市金沢区丘陵地帯	6.52	13.97
7	侍従川	横浜市金沢区丘陵地帯	1.96	4.40
8	鷹取川	横須賀市北部丘陵地帯	0.57	2.30
9	平作川	横須賀市中央部丘陵地帯	7.07	26.06
10	松越川	横須賀市西部丘陵地帯	10.28	31.46
11	下山川	葉山町丘陵地帯	2.00	10.37
12	森戸川	逗子市丘陵地帯	2.00	6.97
13	田越川	逗子市丘陵地帯	5.98	21.43
14	滑川	鎌倉市丘陵地帯	2.00	11.87
15	神戸川	鎌倉市丘陵地帯	1.30	2.50
16	境川	城山町丘陵地帯	117.42	240.59
17	引地川	大和市丘陵地帯	35.65	92.15
18	相模川	富士山	250.26	722.24
19	金目川	丹沢山塊東部	92.35	193.73
20	葛川	中井町丘陵地帯	10.80	34.97
21	中村川	秦野市及び大井町	15.29	35.52

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
東京湾 (川崎市, 東京都)	平瀬川、三沢川、二ヶ領本川	(上水)、工水、漁業、農業用水
東京湾 (横浜市)	矢上川、早淵川、烏山川、恩田川	農業用水
東京湾 (横浜市)	足洗川	
東京湾 (横浜市)	今井川、中堀川	
東京湾 (横浜市)	日野川	
東京湾 (平潟湾) (横浜市)		
東京湾 (平潟湾) (横浜市)		
東京湾 (横須賀市)		
浦賀水道 (横須賀市)		
相模湾 (横須賀市)	竹川	
相模湾 (葉山町)		
相模湾 (逗子市)		
相模湾 (逗子市)		
相模湾 (鎌倉市)		
相模湾 (鎌倉市)		
相模湾 (藤沢市)	柏尾川、小松川	農業用水
相模湾 (藤沢市)	蓼川	農業用水
相模湾 (平塚市)	小出川、目久尻川、玉川、小鮎川、中津川、鳩川、串川、道志川、秋山川	上水、工水、漁業、農業用水、発電
相模湾 (平塚市)	渋田川、大根川、室川、水無川、葛葉川	上水、農業用水
相模湾 (大磯町)	不動川	農業用水
相模湾 (二宮町)	藤沢川	農業用水

番号	河川名	水源	県内総延長 (km)	県内流域面積 (km ²)
22	森戸川	大井町丘陵地帯	11.8	37.50
23	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	143.09	393.61
24	山王川	箱根山塊東部	11.75	53.11
25	早川	芦ノ湖	49.42	109.82
26	新崎川	箱根山塊南部	4.23	17.60
27	千歳川	箱根山塊南部	6.37	18.31

4 県内湖沼の概要

番号	湖沼名	所在地	周囲 (km)	面積 (km ²)
1	相模湖	津久井郡藤野町、相模湖町	34.4	3.26
2	津久井湖	津久井郡城山町、津久井町、相模湖町	25.2	2.47
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	21.1	6.84
4	丹沢湖	足柄上郡山北町	21.5	2.18

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
相模湾（小田原市）		農業用水
相模湾（小田原市）	狩川、川音川、鮎沢川、河内川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（小田原市）	久野川	農業用水
相模湾（小田原市）	須雲川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（湯河原町）		上水
相模湾（湯河原町）		上水、漁業

最深部水深 (m)	貯水量 (万 m^3)	利用状況
38.2	4,820	上水、工水、発電
50.0	5,470	上水、工水、発電
43.5	17,100	漁業、発電、（農業用水）
75.0	5,450	上水、工水、発電

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The text notes that without reliable records, it would be difficult to track the flow of funds and identify any irregularities.

2. The second part of the document outlines the specific requirements for record-keeping. It states that all transactions must be recorded in a clear and concise manner, using a standardized format. This includes recording the date, amount, and purpose of each transaction. The document also mentions that records should be kept for a minimum of five years, unless otherwise specified by law.

3. The third part of the document discusses the role of internal controls in ensuring the accuracy of records. It explains that internal controls are designed to prevent errors and fraud by separating duties and requiring authorization for transactions. The text notes that strong internal controls are a key component of a robust financial system.

4. The fourth part of the document addresses the importance of regular audits. It states that audits are necessary to verify the accuracy of records and to identify any weaknesses in the internal control system. The document mentions that audits should be conducted by independent auditors who are not involved in the day-to-day operations of the organization.

5. The fifth part of the document discusses the consequences of non-compliance with record-keeping requirements. It notes that failure to maintain accurate records can result in penalties, fines, and even criminal charges. The text emphasizes that organizations must take these requirements seriously to avoid such consequences.

6. The sixth part of the document provides a summary of the key points discussed. It reiterates the importance of accurate record-keeping, the specific requirements for recording transactions, the role of internal controls, the importance of regular audits, and the consequences of non-compliance. The text concludes by stating that these measures are essential for the integrity and reliability of the financial system.

7. The seventh part of the document is a concluding statement. It expresses the hope that the information provided in the document will be helpful to all readers and that they will take the necessary steps to ensure compliance with the record-keeping requirements. The text ends with a final note of appreciation for the reader's attention.

